

答申第4号

昭和58年12月23日

神奈川県議会議長 田島 信雄 殿

神奈川県公文書公開審査会
会 長 原 寿 雄

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

昭和58年7月9日付けで諮問された昭和57年12月、昭和58年2月定例会厚生常任委員会における優生保護法に関する討議記録全部非公開の件について、次のとおり答申します。

1 本件審議の対象となった昭和57年12月、昭和58年2月定例会厚生常任委員会における優生保護法に関する討議記録は、当該委員会の審議状況を要点記録として記録し、委員長及び出席委員2人の署名がなされている委員会記録の一部である。この記録文書について、当審査会は、異議申立人の主張及び議会（実施機関の職員）の説明を聴きながら慎重に審議した。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、昭和57年12月、昭和58年2月定例会厚生常任委員会における優生保護法に関する討議記録（以下「本件討議記録」という。）を神奈川県議会議長が昭和58年4月26日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、神奈川県議会議長が「記録を公開することにより、今後の委員会審議に著しい支障が生ずるおそれがあるため」神奈川の機関の公文書の公開に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項第4号に該当するとした非公開の決定は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 政治は、主権者である国民、県民を中心として行われるべきであり、県民は、県民の代表である県議会の議員の討議内容を正確に知る権利を有すると考える。

そのためには、本会議が公開されているだけでは不十分であり、個々の案件について具体的、専門的に討議され、審査される委員会も公開されるべきである。委員会の傍聴を許可しないのであれば、その討議記録は、公開すべきである。

イ 記録を公開すると委員会審議に支障があることを非公開の理由としているが、本件討議記録は、優生保護法という一般的な問題を審議した記録であり、公開することにより委員会審議に支障が生ずるとは考えられない。

ウ 当該委員会の審議は、優生保護法という女性に深く関係する問題

であるにもかかわらず、男性議員のみによって構成されたなかで行われた。

その結果、委員会では継続審議とされたにもかかわらず、議会は、厚生省に対し「改正は時期尚早」という優生保護法改正に関する意見書を提出している。

本会議は、委員会報告をふまえて審議し、議会の最終意思を決定するのであれば、委員会が継続審議としたことと議会在厚生省へ優生保護法改正に関する意見書を提出したこととの間にどのような審議経過があったのか、最も知りたいところである。

エ 委員会は、本会議の予備的審査機関であり、その審議記録は未成熟な情報であることを非公開理由としているが、委員会は、重要な実質的審査機関であり、県民は、その審議過程を正しく理解するためにも正確な情報を知る必要がある。

オ 委員会記録は、要点記録であるため不正確な理解と誤解を与える情報ということをして非公開理由としているが、要点記録であっても、審議のポイントを正確に把握し、記録してあれば、審議の過程を知るには、十分なものである。

3 実施機関の職員（議会事務局議事課長）の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、本件討議記録を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 委員会の傍聴については、制限公開制をとっているため、委員会記録については、議会関係者以外に公開をしていない。

普通地方公共団体の議会の本会議は、地方自治法第115条の規定により、公開（傍聴の自由、報道の自由及び会議録の公表）とされているが、本会議の予備的審査機関であり、本会議から付託された案件について自由な討議をし、慎重審査を期している委員会の公開については、明文の定めがない。

委員会に関し必要な事項は、同法第111条の規定により条例で定めることとされており、委員会を公開するか否かは、当該議会の判断に委ねら

れているところである。

本県の委員会は、神奈川県議会委員会条例第17条に基づき、一般人の傍聴について制限公開制を採用し、当該委員会の議決により、その許否を決定している。

記録は傍聴とほぼ表裏一体をなすものであり、議会先例により議会関係者についてのみ閲覧を認め、それ以外の者への閲覧を認めていないものである。

- (2) 委員会記録は、審査過程の記録であり、未成熟な情報である。委員会は、本会議の予備的審査機関であって、本会議から付託を受けた案件を審査し、その結果を本会議に報告することとなっている。

本会議は、この報告をふまえて審議し、議会の最終意思を決定するものである。

従って、委員会の審査は、議会としての最終的な意思を決定する前段階のものである。

このため、その記録は、審査過程、意思決定途上のものであって、いわゆる未成熟な情報である。

- (3) 委員会記録は、要点記録であるため、不正確な理解と誤解を与える情報である。

本会議の記録は、速記法により、全ての発言が記録されるが、委員会記録は、議会先例により要点記録とされている。

このことは、委員会が本会議の予備的審査機関として審査を行うことからきているものである。

要点記録は、審査のポイントのみを記録しているもので、この要点記録の方法では、発言内容を取捨選択しているため、発言の微妙なところまでは読みとることは不可能であり、発言者の真意が十分反映されないことなどがある。

従って、このような記録を公開することは、不正確な理解と誤解を与えるおそれがあるものである。

4 答申するに当たっての審査会の基本的考え方

議会は、地方自治制度の上で、執行機関とは異なる特有の自律性を持ち、会議規則や議会先例を定め、議会運営の円滑化を図っている。

当審査会は、このことを十分理解するが、本件討議記録は、条例上の実施機関が管理する公文書であるので、条例に基づき審議するものである。

この場合、本件討議記録の公開・非公開の判断は、条例第5条第1項各号に照らして個別具体的に行われるものである。

5 非公開理由の検討

当審査会は、上記のような基本的考え方に立って、神奈川県議会議長が「記録を公開することにより、今後の委員会審議に著しい支障が生ずるおそれがあるため」という理由で本件討議記録を非公開としたことについて、条例第5条第1項各号に照らして、次のとおり検討した。

- (1) 委員会の傍聴は制限公開制であるため、委員会記録も議会関係者以外に公開していないとする理由について会議の公開の制限とその会議の記録である公文書の公開の制限とは、異なるところがあるものと考えられる。

会議の公開の制限は、当該会議体が判断して自主的に決められる場合があるとしても、公文書の公開の制限は、条例が施行されている本県においては、条例第5条第1項各号に該当する場合に限られる。また、会議の公開とその記録である公文書の公開とは、公文書の公開が会議の終了後に行われるものであることから、会議の審議に与える影響が全く同じであるとはいえない。

したがって、委員会が制限公開制をとっているという制度的な理由をもって、直ちに本件討議記録を非公開とするのは、妥当でないと判断する。

- (2) 委員会記録は審査過程の記録であり、未成熟な情報であるとする理由について実施機関が審議、検討、調査研究等に関して作成する公文書には、検討素案、参考資料、最終決定書等種々のものがある。

条例は、このような種々の公文書を前提として、公開・非公開の基準を定めている。条例第5条第1項第4号の規定は、審議、検討、調査研究等の過程の情報であるというだけで非公開とするのではなく、そのなかには公開できるものと公開できないものがあることを予定している。

したがって、委員会が本会議の予備的審査機関であるとしても、その機能及び性格からみて、本件討議記録が審査過程・意思決定途上の情報であることを理由に非公開とするのは、妥当でないと判断する。

- (3) 委員会記録は要点記録であるため、不正確な理解と誤解を与えるおそれのある情報であるとする理由について要点記録は、発言の微妙なニュアンス等を十分に表現していないとしても、会議の概要を伝え得るものであると考えられる。

本件討議記録を含む委員会記録は、委員長及び2人の出席委員が署名しているので、要点記録として確定されたものであるといえる。

したがって、本件討議記録が要点記録であるため、不正確な理解と誤解を与えるおそれがあることを理由に非公開とするのは、妥当でないと判断する。

6 審査会の結論

以上、議会の自律性を十分に理解しながら、条例にのって本件討議記録について審議した結果、公開することが妥当であると判断する。

なお、本件討議記録を非公開とする議会の理由は、一般的、制度的なものであり、委員会記録を公開することにより委員会審議に著しい支障が生ずるおそれのある情報、その他非公開とされる情報がある場合には、条例第5条第1項各号に定めるところに従い、理由を具体的に明らかにする必要がある。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
昭和 58. 7. 9 (第 5 回 審 査 会)	○ 諮 問 ○ 審 議
58. 7. 16 (第 6 回 審 査 会)	○ 異 議 申 立 人、補 佐 人 から 意 見 の 聴 取 ○ 審 議
58. 7. 21	○ 議 長 に 非 公 開 理 由 説 明 書 の 提 出 要 求
58. 8. 8	○ 非 公 開 理 由 説 明 書 の 受 理 ○ 異 議 申 立 人 に 非 公 開 理 由 説 明 書 を 送 付
58. 8. 18	○ 非 公 開 理 由 説 明 書 に 対 す る 意 見 書 の 受 理
58. 8. 19 (第 7 回 審 査 会)	○ 異 議 申 立 人、補 佐 人 から 意 見 の 聴 取 ○ 実 施 機 関 の 職 員 (議 会 事 務 局 議 事 課 長 ほか) から 非 公 開 理 由 説 明 の 聴 取 ○ 審 議
58. 10. 29 (第 10 回 審 査 会)	○ 審 議
58. 11. 14 (第 11 回 審 査 会)	○ 審 議
58. 11. 26 (第 12 回 審 査 会)	○ 審 議
58. 12. 23 (第 13 回 審 査 会)	○ 審 議

神奈川県公文書公開審査会委員名簿

(昭和 58. 4. 1 委嘱)

氏 名	現 職	備 考
黒羽 亮一	日本経済新聞社論説委員	
原 寿雄	共同通信社常務理事	会 長
堀部 政男	一 橋 大 学 教 授	会長職務代理者
若杉 明	横浜国立大学教授	
渡辺 保男	国際基督教大学学長	

(昭和 58. 12. 23 現在) (五十音順)